

尋問事項書

証明すべき事実	尋問事項
会社による組合員への不利益取扱い	本件申立てに至るまでの経緯について
	組合員への自宅待機命令について
	組合員への解雇通告について
上記取扱いが組合員であるために行われたこと	組合の組合活動の内容と開始時期について
	組合員への面談の状況について
	業務指示と称する職場でのいじめの状況について
会社による組合活動への支配介入	乙田社長の組合嫌悪発言について
会社が正当な理由なく団体交渉を拒否していること	令和2年10月9日の団体交渉申入れ状況について
	上記申入れに対する会社からの回答について

不当労働行為（労組法第7条各号）に該当することを証明しようとする事実を記入してください。

左の「証明すべき事実」を立証するために必要な個別的かつ具体的な事項で、実際に証人（当事者）に尋問することを記入してください。

※ 「証明すべき事実」と「尋問事項」は区分して記入してください。

※ この記入例では、「会社による組合員への不利益取扱い」という不当労働行為に該当する事実を立証するために必要な、「本件申立てに至るまでの経緯について」、「組合員への自宅待機命令について」、「組合員への解雇通告について」という個別的かつ具体的な事項を証人(当事者)に尋問する内容となっています。